

一時借入金に関する件

昭和三十一年度において本町予算内の支出に充てずるための次の通り一時借入すること
が出来る。

一、借入金額 八百萬円以内

一、借入先 大蔵省、郵政省、山陰合同銀行、共済相互銀行、

鳥取銀行、三朝町内農業協同組合、

鳥取県町村取戻恩給組合、鳥取県国民健康保険団

体連合会

一、借入利率 日歩三至五厘以内

昭和三十一年三月十一日提出

三朝町長 坂出 雅

昭和三十一年四月四日議決

三朝町議会議長 天野 義

